

## 次期学習指導要領に向けた検討事項と、今、大切にしたい取組

### 【検討項目⑤】情報活用能力の強化に向けた方策について —知的障害特別支援学校における情報活用能力の抜本的強化—

生成 AI をはじめとするデジタル技術の急速な発展に伴い、社会では「みんなと同じことができる力」と同時に、「自分らしい発想や視点」にも大きな価値が置かれる時代となっています。

一方、学校現場では、「学びに主体的に向き合えていない」、「自分で考える前に答えを待ってしまう」といった姿も少なくありません。だからこそ今後は、単に ICT 機器を導入するだけでなく、「学びたい」「やってみたい」と感じられる学びへと、学習そのものをアップデートしていく必要があります。

また、デジタル社会の中で、障害のある人が主体的に社会参画していく力を育てることも、重要な教育課題となっています。

以前、【校長の窓 vol.4】(自立活動)でも触れましたが、現在の障害観は「社会モデル」の考え方を重視する方向へと大きく転換しています。障害を本人だけの課題として捉えるのではなく、基礎的な環境整備の工夫や合理的配慮の支援によって、社会参加を可能にしていくという考え方です。

その中で近年特に重視されているのが、「意思決定支援(セルフ・アドボカシー)」です。

これは、「自分はどうしたいのか」、「何を選ぶのか」、「どんな支援が必要なのか」を、障害者自身が、表現し、選択し、社会の中で生きていく力です。

知的障害教育においても、単に「できることを増やす」だけでなく、

- ・ 自分の考えを伝える。
- ・ 情報を選ぶ。
- ・ 必要な支援を求める。
- ・ デジタル機器を使って生活を広げる。

といった力の育成が、今後ますます重要になっていきます。

そのため、現在の審議では、デジタル学習基盤を「基礎的環境整備」として明確に位置付けることや、アクセシビリティ機能・入出力支援装置の積極的活用について、学習指導要領総則等へ位置付ける方向性について、多くのワーキング委員から賛同が得られています。

さらに、社会のデジタル化がもたらす負の側面への対応も含め、「情報活用能力」の抜本的な向上に向けた審議が進められています。

そこでは、知・徳・体、特別支援学校の教育では「改善又は克服する力」も加え、それらのバランスを重視しながら、「情報活用能力」を各教科等における探究的な学びを支える基盤として位置付け、小・中・高を通じた体系的かつ抜本的な教育内容の充実を図る審議が進められています。

## 1. 情報活用能力の育成に関する現状と課題

現在の特別支援学校学習指導要領においても、情報機器の活用や情報活用能力の育成に関する内容は

一定程度位置付けられています。しかし、その内容は「機器の活用による指導効果の向上」に重点が置かれており、小学部から高等部までを通じた系統性や、デジタル社会を主体的に生きる力としての情報活用能力の育成という観点では、なお課題が指摘されています。

まずは、現行学習指導要領における位置付けを整理します。

## (1) 特別支援学校学習指導要領上の位置付け

### ① 「準ずる教育課程」の各教科等での取扱い

- ・ 小・中・高等学校の各教科等の内容の取扱いに準ずる。
- ・ 各障害種に応じて、情報機器を活用して指導効果を高めることを示している。

### ② 知的障害特別支援学校の各教科の教育課程

- ・ 中学部 職業・家庭科の職業分野「B 情報機器の活用」
- ・ 高等部 職業科「B 情報機器の活用」、情報科
- ・ 各教科と全体にわたる内容の取扱いにおいて、情報機器を活用して指導効果を高めることについて示している。

## (2) 顕在化している課題

審議の中では、「準ずる教育課程」と「知的障害特別支援学校の各教科等による教育課程」の双方において、次のような課題が指摘されています。

### ① 準ずる教育課程

#### ● 指導内容が不十分

- ・ 小学校では、コンピュータやネットワークの仕組みの理解が扱われていない(情報技術の活用と適切な取扱いが中心)。
- ・ 中学校においても、コンピュータやネットワークの仕組みの理解やデータ活用が十分に扱われていない。
- ・ 全体として、生成 AI 等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられておらず、情報モラルやメディアリテラシーの育成については、学校間の取組に差が見られる。

#### ● 小・中・高を通じた育成体系が不明確

- ・ 小学校では、教科等への明確な位置付けがなく、授業時数や指導内容の具体が示されていないため、地域や学校による差が大きい。
- ・ 小学校での指導内容と、中学校技術・家庭科(技術分野「情報の技術」)及び高等学校「情報科」との系統性が明確になっていない。
- ・ 探究的な学習の質を高める上で「情報活用能力」は重要であるが、十分な連携が図られていない。

#### ● 必要となる条件整備

- ・ 指導体制の改善を一層加速させる必要がある。
- ・ 技術の進展に伴い、教育内容の妥当性が失われることを防ぎつつ、教師の負担を可能な限り軽減する仕組みを構築する必要がある。

### ② 知的障害特別支援学校の各教科等による教育課程

- 小学部では、教科等への明確な位置付けがなく、授業時数や指導内容の具体が示されていないため、地域や学校による差が見られる。

- 中学部における指導内容は、「情報活用能力」のうち「情報機器の活用」に重点が置かれている。
- 小学部から高等部までを見通した「情報活用能力」を育成する体系が明確になっていない。
- 知的発達の違いに伴う学習上の困難さが、「情報活用能力」の育成に大きく影響することから、一律的な指導では対応が難しい。

## 2. 知的障害教育における情報活用能力の育成に関する具体的な方向性と論点

前項の「② 知的障害特別支援学校の各教科等による教育課程」で顕在化している課題を踏まえ、知的障害教育における「情報活用能力」の育成については、学部段階ごとの系統性や発達段階を重視しながら、教育の内容の充実や指導の在り方(図1、図2、図3 参照)について、次のような方向性が検討されています。

### (1) 小学部段階

- 学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえ、学習活動における体験的な活動を通して、「情報活用能力」を構成する要素(情報技術の①活用、②適切な取扱い、③特性の理解)を一体的に取り扱う範囲について検討してはどうか。
- 生活に根差した探究課題を設定したり、体験活動や探究課題の解決を目指した学習の過程を設定したりしやすい生活科において情報機器の活用を取り入れるなど、生活科を中心に、他の各教科等においても適切に取り扱うこととしてはどうか。

### (2) 中学部段階

- 学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえ、情報技術の活用を中核としながら、職業・家庭科の職業分野「B 情報機器の活用」において、小学校中学年段階の内容を参考に、情報技術の適切な取扱い及び特性の理解に関する内容の充実させるとともに、内容が機器の活用にとどまらないことから、名称を「情報機器・情報技術の活用(仮称)」としてはどうか。
- 学習指導要領の目標及び内容の在り方を踏まえ、職業分野での「情報活用能力」の育成を明確にするため、現在の職業・家庭科については、職業科と家庭科の二つの教科に分離してはどうか。その際、職業科の名称については、職業教育での「情報活用能力」を中心とすることや高等部職業科とのつながりから、職業科のままとしてはどうか。

### (3) 高等部段階

- 小学部、中学部で新たに整理した内容の系統性を踏まえ、小学校高学年段階の内容を参考に、職業科の内容を充実させてはどうか。
- 中学校段階の情報技術の特性の理解に関する内容については、生徒の実態を考慮して設けることができる情報科において内容の充実を図ってはどうか。

### (4) 全学部段階

- 障害特性による固執性などから生じる長時間利用や意図しない不適切な使用などを防ぐ観点から、家庭との連携の在り方も含め、知的発達の違いを踏まえた対応について、内容の取扱い等に明記してはどうか。

知的障害教育における情報活用能力の抜本的向上の方向性(イメージ)(教育課程の改善)

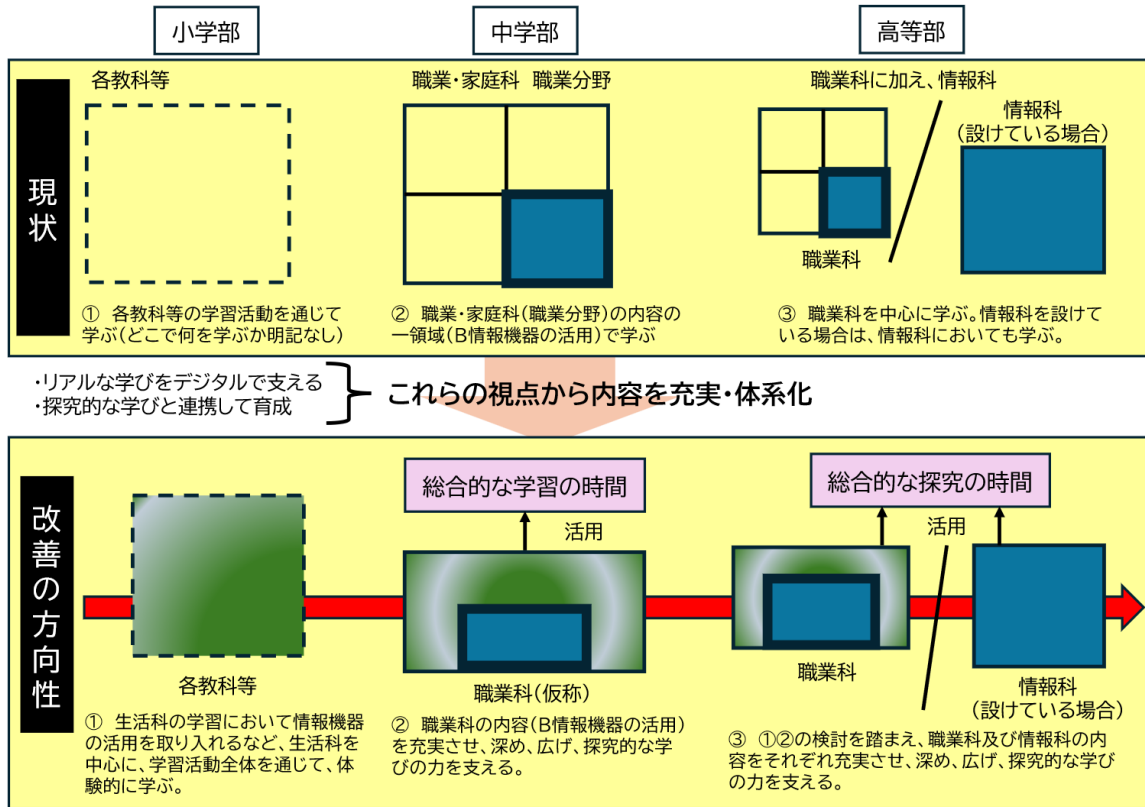
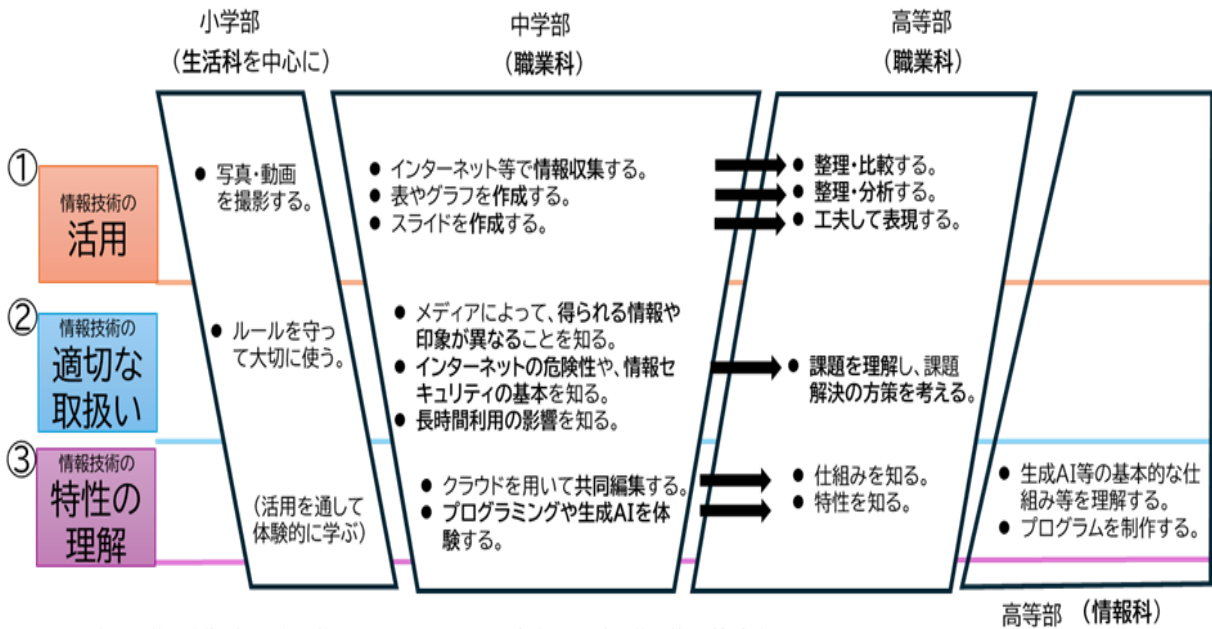


図1 知的障害教育の方向性

学びの連続性及び発達段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえた知的障害特別支援学校の学習活動のイメージ

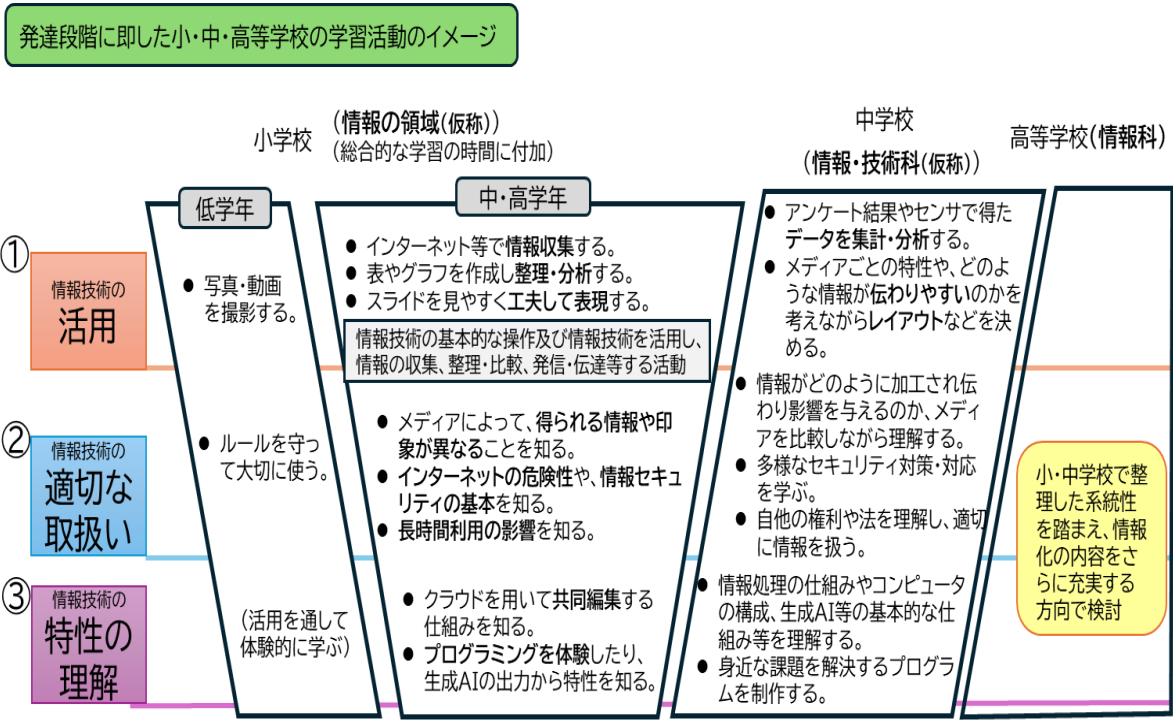


※上記の学習活動の例は、網羅的に示したものではなく、今後さらに専門的な整理・検討が必要

特別支援教育WG(第4回)P6より抜粋

図2 知的障害教育校における教育課程

(参考) ※ 本図は、「図2 知的障害教育校における教育課程」のベースとなったものです。



教育課程企画特別部会「論点整理」P53より抜粋

図3 準ずる教育課程(小中学校、高校)

### 3. 今、重視したい取り組み

では、前項「2. 知的障害教育における情報活用能力の育成に関する具体的な方向性と論点」における(1)～(4)の審議を踏まえ、今、学校として何を大切にしていける必要があるのでしょうか？

まず大切なのは、「デジタルかリアルか」という二項対立で捉えるのではなく、デジタル技術も効果的に活用しながら、子ども一人一人の「学びやすさ」の充実につなげていくという視点を、学校全体で共有することです。

また、現行の特別支援学校学習指導要領総則や『解説 総則編』(P203～)には、「情報活用能力」をはじめとする「学習の基盤となる資質・能力」を、教科等横断的な視点から育成することの重要性が示されています。こうした内容について改めて確認し、理解を深めていく必要があります。

その上で、知的障害教育における「情報活用能力」の育成については、次の三つの視点を相互に関連付けながら捉え、教育活動全体の中での位置付けや方向性を整理していくことが重要であると考えます。(図4 参照)

#### 視点1 個別最適な学びと協働的な学びの実現

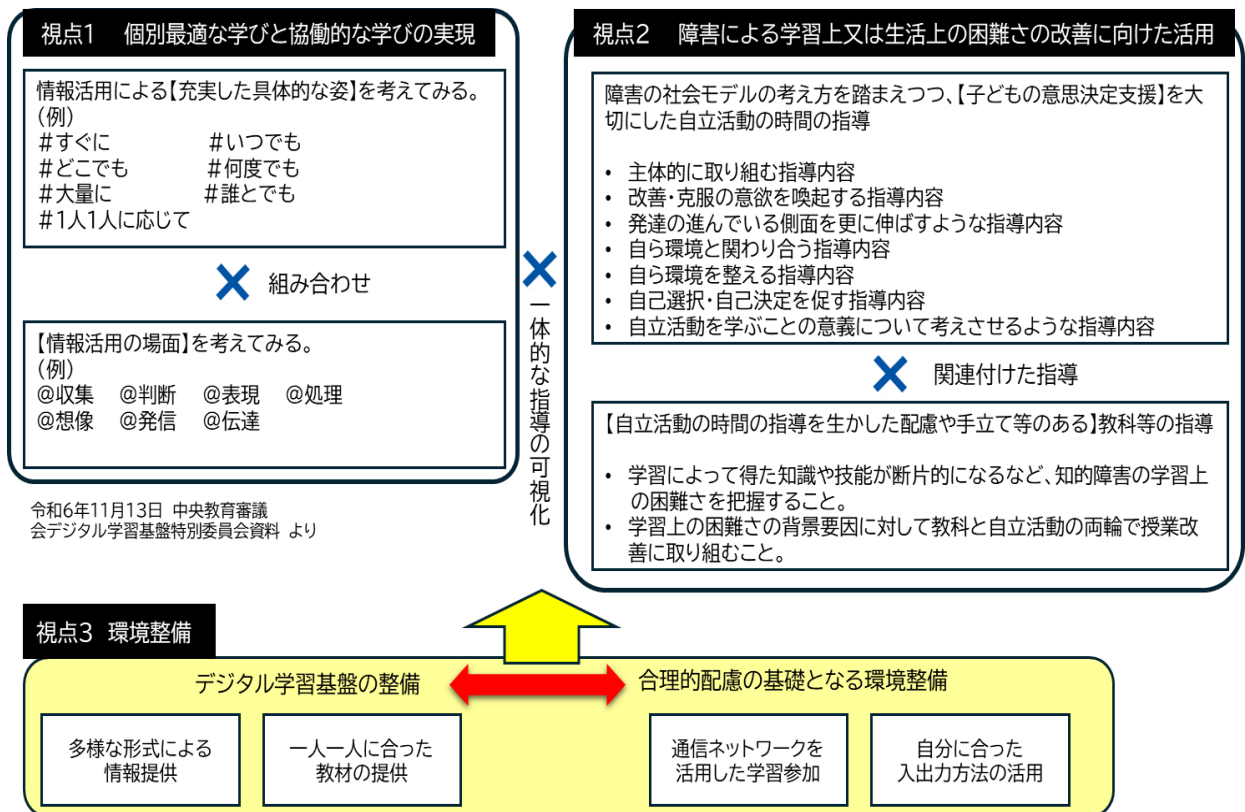
情報活用によって、子ども自身が意欲的かつ充実して学んでいる具体的な姿を思い描きながら、「どのような場面で」「どのような方法を用いて」情報活用を行うのかを検討し、主体的な学びにつながる活用の在り方を考えていくことが必要です。

## 視点2 障害による学習上又は生活上の困難さの改善に向けた活用

障害の「社会モデル」の考え方を踏まえつつ、「子どもの意思決定支援」を重視した自立活動の指導と、その学びを生かした各教科等における配慮や支援の工夫とを関連付けながら、活用の在り方を考えていくことが必要です。

## 視点3 環境整備

デジタル学習基盤の整備を進めるとともに、合理的配慮の基礎となる環境整備として、アクセシビリティ機能や入出力支援装置等を、必要に応じて確実に活用できる環境づくりを進めていくことが必要です。



令和6年11月13日 中央教育審議会デジタル学習基盤特別委員会資料 より

令和8年5月19日 全国特別支援学校校長会第1回理事・評議員合同会議資料より

図4\_今、重視したい取組

## 4. 今後、虹の原で大切にしたいこと

現行の特別支援学校学習指導要領「第2章 各教科」を踏まえると、本校の教育課程では、小学部/生活科の【社会の様子】において、インターネット等に関する具体的な学習内容が位置付けられています。

また、中学部/職業・家庭科(職業分野)の【B 情報機器の活用】では、職業生活において使用されるコンピュータ等の情報機器に関する学習内容が位置付けられています。

さらに、高等部/職業科の【B 情報機器の活用】では、情報セキュリティや情報モラル、目的に応じた情

報機器の操作や表現などに関する学習内容が位置付けられています。

これらの学習において大切にしたいことは、「ICT を使うこと」そのことだけを目的とするのではなく、ICT を子ども一人一人の学びの可能性を広げるための道具として捉えることです。

そのため、「その子らしい学び」を支えるために、ICT をどのように活用できるのか、また、実際に活用できているのかという視点を常に大切にしながら、今後も教育実践を積み重ねていきたいと考えています。

#### 参考/引用文献

- 中央教育審議会デジタル学習基盤特別委員会資料 文部科学省(令和6年11月)
- 教育課程部会 特別支援教育ワーキンググループ(第4回)配付資料 文部科学省(令和7年12月)
- 初等教育資料 5月号 No.1072 文部科学省 著作 東洋館出版社 発行 (令和8年5月)
- 全国特別支援学校校長会第1回理事・評議員合同会議資料 文部科学省(令和8年5月)



「やってみよう」、「もう一度やってみよう」、「最後までやってみよう」  
この言葉を大切に、魅力ある虹の原の教育を育んでいきます。

— R8年度 学校経営方針の実現に向けて —